

4月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成31年4月17日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 7階 会議室702
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
 - (1) 議案
 - 第12号 令和2年度使用 教科用図書の採択(小学校)について
・・・資料1(学校教育課)
 - (2) 報告
 - 第16号 教育委員会の後援名義等使用について・・・資料2(教育総務課)
 - 第17号 F u j i りんぴっく 2019 の開催について・・・資料3(スポーツ振興課)
 - 第18号 平成31年度 教育部各課の事業について・・・資料4(教育部各課)
- 4 出席者

教育長	多田 実
教育委員(教育長職務代理者)	藤本 英生
教育委員	糸野 聡史
教育委員	福村 尚子
教育委員	足立 敦子
- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部副理事兼生涯学習課長、教育部副理事兼教育総務課長、文化財保護課長、学校教育課長、スポーツ振興課長、図書館長、
- 6 書記 教育総務課主幹兼チーフ

午後1時30分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

4月定例教育委員会会議の開会に先立ちまして、事務局より本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集したところ、2名希望者がおられましたので、手続きの上入室いただいています。それでは、教育長お願いします。

○教育長

委員の皆様には公私なにかとご多用のところお集まりいただきありがとうございます。ただ今より、4月定例教育委員会会議を開会します。

学校園では入園式、入学式も無事終わり、4月8日より新学期がスタートしています。入学式、入園式へのご出席ありがとうございます。また、教育委員会として、年度末、年度当初に行う一連の辞令交付式や、辞令伝達式等も円滑に行うことができ新年度がスタートしています。

教育委員会の事業事務につきましては、教育振興基本計画の実現を図る視点から、教育振興基本計画の枠組みに従って進めていくことにしております。また昨年度、点検評価において評価委員から指摘を受けた内容に留意し、取り組んでいかなければならないと考えております。内容につきましては後ほど報告案件として各課より報告させていただきます。

今年度は特に、市長が代わられることもあり、新市長による教育大綱の策定やそのことに伴う総合教育会議なども予想されます。また、新学習指導要領に準拠した教科書採択の年度でもあります。様々な課題がありますが、ご指導、ご協力どうかよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、足立委員よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の教育委員会会議録ですが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ご承認、ありがとうございます。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

教育長報告として3点報告させていただきます。

1点目、今年度の幼稚園、小・中学校への入園入学式に関する報告でございます。委員のみなさまにおかれましては、ご出席ありがとうございます。全校園において、特に問題なく学習指導要領、また、幼稚園教育要領の趣旨に基づいて円滑に進められました。幼稚園においては、統合に直接関係する園児の入園でございましたが、円滑に進行されました。

2点目の報告です。平成31年度の教職員人事取扱要領等、人事の基本方針でございます。

一昨日、南河内地区市町村教育長と府教育庁担当者と構成する南河内地区人事協議会が開催され、平成31年度の南河内地区教職員人事取扱要領が決定されましたので、その関係資料も合わせて配付させていただきます。説明は省かせていただきますが、内容は前年度と変わっておりません。今年度、これらの方針に基づき教職員人事事務が取り扱われることとなります。

3点目、スマホ解禁への対応でございます。資料として、大阪府教育委員会が作成したガイドラインを配付させていただきます。

昨年、大阪府の小中学校においてスマホの持ち込み解禁の報道があったことを受け、本市においてもスマホの持ち込み解禁について各小中学校長の意見を聞きまし

た。

その結果、私としましては、本市においては、「学校に必要でないものは持ってこない」という原則から、現時点では、スマホは学校に必要でないものにとらえるとともに、持ち込みを解禁した時の管理の問題、児童生徒がルールを守らない時の対応など持ち込みに伴う様々な問題が予測され、持ち込みを一律に解禁することは時期尚早と考えます。従って、これまでどおり、保護者との個別対応とし、保護者が希望し、認めることが妥当と判断した場合、校長が認めることにしたいと考えます。

なお、この件については文部科学省の方針や他市町村の動向も考慮し、新たな対応が必要となった場合、ご審議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、3点、教育長報告とさせていただきます。

それでは、案件に従い議事に入ります。次第の（1）議案第12号 令和2年度使用教科用図書採択（小学校）について、学校教育課長、提案説明をお願いします。

○学校教育課長

《資料1「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）」他に基づいて、要旨を説明する。》

○教育長

ありがとうございました。ただ今の説明について、なにかご質問ご意見等ございましたらお願いします。

○委員

来年度は小学校で、再来年度は中学校で新学習指導要領が始まることとなりますが、その中で特に強調されている部分や大きく変わった部分を教えてもらえますか。

○学校教育課長

前回の小学校教科用図書採択との大きな違いは、小学校の3、4年生で外国語活動、5、6年生で外国語が教科化されたため、今回の採択に新しく加わったことです。また、特に協調されている部分は、藤井寺市教育委員会の今年度の重点目標にもありますが、主体的・対話的で深い学びの実践になります。教員が何を教えるかだけでなく、児童生徒が何ができるようになるか、といった観点が協調されています。昨年度は小中学校とも積極的に公開授業を実施し、主体的・対話的で深い学びの実践について、たくさんの教員が校種間を超えて研究を深めているところでございます。

○教育長

委員よろしいでしょうか。他に何かないでしょうか。

○委員

来年度の小学校の教科書には、従来からの紙の教科書以外にデジタル教科書も各教科書会社から出されると聞きましたが、今回の採択について影響というのはあるのでしょうか。

○学校教育課長

委員ご指摘のとおり、各教科書会社からは従来の紙の教科書、デジタル教科書、デジタル教材の3種類が出されると聞いております。デジタル教科書については、従来の紙の教科書をデジタル化したものであると聞いております。また、デジタル教材については、現在、本市の小中学校でデジタル教科書として児童用に教員が使用しているものであると聞いております。現在、本市の各小中学校のICT機器の整備状況をみますと、デジタル教科書をすべての児童生徒が活用していく状況にはないため、今年度の教科書採択においては、従来の紙の教科書についてのみ選定を行っていくため、影響はないものと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

ただ今の教科書採択事務に関する説明につきましては、基本的には、法令等に定められた内容、手続きに基づき、本市の実情に合わせ計画されているものと思えます。ということで、提案の通り、承認するというところでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、提案通り実施することを承認します。

ここで、暫時休憩としたいと思います。

《休憩》

○教育長

それでは、会議を再開いたします。

次の報告案件にまいります。

次第の(2)報告第16号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長よろしくお願ひします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等につきまして、平成31年3月に使用承認の専決処理をした事業は、資料の4件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告させていただきます。

○教育長

資料2にあります4件について承認させていただいたわけですが、特にご意見等

よろしいですか。

それでは、報告ということですので、次にまいります。

報告第17号 F u j i りんぴっく2019の開催について、スポーツ振興課長
よろしく申し上げます。

○スポーツ振興課長

資料3をご覧ください。

本事業は、藤井寺市スポーツ推進委員会及び藤井寺市教育委員会の共催で、5月12日（日）に、市立スポーツセンターで開催します。

また、本事業は、学校法人日本体育大学との、「体育・スポーツ振興に関する基本協定」に基づく連携事業として、当日、同大学の陸上競技部所属の学生2名を講師として派遣していただくとともに、子どもたちに走り方の指導並びに、実際に子どもたちの目の前で走っていただくことなどを予定しております。教育委員の皆様方におかれましては、ぜひ、子どもたちの走る姿、並びに日本体育大学の学生のパフォーマンスを見学していただければありがたく存じます。

以上、F u j i りんぴっく2019についての報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問等ございませんか。

よろしいですか。今回も日本体育大学から学生にお越しいただいて、いろいろとご指導いただくということでございます。またお時間があるようでしたらご覧いただければと思います。

では、次にまいらせていただきます。

報告第18号 平成31年度教育部各課の事業について、各課長から説明をお願いします。資料を用意していただいておりますので、資料の順番をお願いします。なお、説明に当たっては、新規のもの、特に重点事項として取り組むものがあれば、簡単で結構ですので、ご説明ください。課毎に質疑の機会を設けたいと思います。それでは、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

平成31年度の教育総務課の主な事業といたしまして、藤井寺北小学校のプールサイド改修のための工事、小中学校への空調設備整備工事がございます。

空調設備の整備工事につきましては、設計も終わり、早い学校では4月13日から工事にとりかかっており、これから土日祝日を中心に、一部音の出ない作業などについては学校と調整の上、平日にも実施する予定です。これにより、1学期の最終週には、全校の普通教室で試運転が行えるよう事業を進めていきたいと考えています。

また、今年度、市内小中学校10校のパソコン及びサーバ等の入れ替えと配線の改修を行ってまいります。

就学援助制度につきましては、今年度、国の要保護児童生徒補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の単価引き上げに伴い、本市でも、就学援助費、特別支援教育就学奨励費の単価を引き上げ支給します。

以上が教育総務課の主な事業でございます。

○教育長

今の教育総務課の事業に関わって、何かご質問等ございますでしょうか。
それでは、次に学校教育課お願いします。

○学校教育課長

平成31年度の学校教育課の事業について、重点事項をご説明させていただきます。

まず1点目が「藤井寺市学力向上推進支援事業」についてです。対象は全小中学校を指定しています。新学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の考え方を基本として、より具体的な授業改善の取り組みについて各校の好事例を10校で共有しながら進めていくこととしております。

今年度は確かな学びを育む学校づくり推進事業校（第三中学校、藤井寺小学校、藤井寺北小学校）が実施する公開授業については、学力担当者等を各校から1名以上の悉皆参加とし、市内全体で授業実施の成果の共有を図っていきたいと考えています。

続いて2点目が「教職員研修の充実」についてです。従来の研修内容に加えて、新学習指導要領に対応するための教科指導の授業づくり研修（英語、国語、数学、理科、道徳等）についても充実させていく必要があると考えています。特に、教育委員会の重点教育課題である授業力・評価力の向上につながる焦点化した研修を予定しています。

続いて3点目が「学校司書の配置とスキルアップ」についてです。平成31年度は国の加配を活用し、学校図書館担当職員を市内に1名配置することとしました。図書館を活用する学校全体の推進体制のもと、配置中学校区における学校図書館の運営の改善・向上を図る目的です。配置中学校区は藤井寺中学校区です。また、配置による中学校区での成果の普及を通して、市全体の学校図書館の機能強化を図っていきたいと考えています。

続いて4点目が「不登校児童・生徒への対応」です。小、中学校ともに不登校児童生徒数が増加傾向にあり、その原因も家庭環境を含め複雑化しています。従いまして、現状の課題を分析し、SSWやSCを積極的に活用する等、今後の対応を検討する必要があると考えています。また、児童生徒の学校生活での困り感に気づき、不登校の兆しを早期発見、早期対応することの重要性について研修等で指導してまいります。

続いて5点目、「適正就園・就学のための保護者への情報提供・相談体制の充実」についてです。就園就学相談に当たっては、教育的ニーズに応じた適切な就園就学ができるよう、保護者の思いを受け止め、数多くの相談機会を設け、就園就学の相談を行っています。専門家による教育相談のニーズの高まりから、就園就学相談の回数や実施方法についても検討していく必要があると考えています。

6点目が「いじめ防止対策指導員の派遣」についてです。いじめ事案をはじめ、児童生徒の問題行動に関する対応でいじめ防止対策指導員の派遣を行っていますが、定期的な訪問まではできておりませんでした。年度当初に計画を立て、今年度はいじめ防止対策指導員を派遣することで未然防止や早期対応早期解決に向けた取組の充実に向け、学校を支援してまいります。

続いて7点目が「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会・藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会の開催」についてです。1学期に第1回を開催し、前年度の実績を報告し、いじめの実態把握や傾向分析し、当該年度に生かせる改善の方策を立てる予定でしたが、平成30年度は計画的な開催ができなかったため、効果的な取り組みに至りませんでした。本年度は、年度当初から年間を通した計画を立て、早い時期に開催することで、市としていじめ防止の有効的な取り組みを関係機関や学校関係者などと共有し、いじめの実態把握や傾向分析、改善の方策などをはかっていきたいと考えています。

○教育長

学校教育課関係で特に重点的に取り組んでいく内容を中心にご説明いただきました。委員のみなさん、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点、本市において、いよいよ幼稚園の統合が来年度に行われるという状況を踏まえて、取り組みといたしますか、何らかの動きがあれば教えていただきたいのですが。

○学校教育課長

各幼稚園におきましては、統合によって園児数の増加に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より各幼稚園で行っている教育内容について、充実を図っていきたくて考えています。そのために会議等も開いて、各幼稚園が連携しながら、求められる10の姿が実現できるような教育を実施していけるような案を考え、実施していきたくて考えています。

○教育長

市長部局と連携して、幼児教育の充実を図っていただくようお願いします。
続きまして、文化財保護課お願いします。

○文化財保護課長

失礼いたします。では、文化財保護課の事業について、ご説明させていただきます。

「基本方針16 歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めます 16-(1) 発掘調査の成果から、当時の生活の様子をうかがいます」では、「調査体制の強化」と「遺物保管施設の確保」に取り組みます。例年同様に、個人住宅の建設に伴う国庫補助事業での発掘調査、個人住宅建設以外の民間土木工事に伴う原因者負担事業での発掘調査、公共事業に伴う発掘調査を行います。

「遺物保管施設の確保」につきましては、現在、保管場所は市内各所に点在しており、年々遺物量が増える一方で、空きスペースが減っている状況でございます。そこで、公共施設マネジメント及び関係部署と連携しながら新たな保管場所を確保したいと考えております。

次に「基本方針16-(2) 歴史資産を守り、未来に継承します」では、まず「歴史的建造物、道標の保全」に取り組みます。

次に「市民協働の推進」ですが、平成29年度より実施している国府遺跡の一部を対象とし、地区との協働で継続的に維持管理を行うものでございます。花の品種

や消毒、清掃の時期など地区と調整のうえ、実施に備えたいと考えております。

次に「国史跡の保全」であります。平成31年度の大きな事業として、唐櫃山古墳の史跡指定地の買上げにより公有化を図ります。また城山古墳の墳丘土流失箇所保護の緊急整備工事を実施いたします。これらは古市古墳群の世界文化遺産登録を目ざす立場から、各関係組織の意見等を踏まえながら慎重に進めて参りたいと考えております。

次に「基本方針16-(3) 藤井寺市の歴史の情報を発信します」では、まず「指定文化財や登録文化財の公開」を民間所有の古民家のプライバシーに気を付けながら積極的に進め、「展示内容と方法の検討」では、唐櫃山古墳出土石棺を部分公開したいと考えております。公開に関しては、当該古墳が未整備であるため、安全面に配慮しながら実施したいと考えております。

次に「行事等の充実」です。例年以上に、世界遺産学習への講師派遣、発掘速報展、文化財施設見学会、現地説明会、「黄金の古墳」事業等を実施し、行事を充実させていきたいと考えております。

最後に「世界への情報発信」です。広報紙及び市ホームページ、市公式フェイスブックを通して、藤井寺の歴史を発信するとともに、各種イベント情報を掲載し、広く情報を発信したいと考えております。

以上でございます。

○教育長

色々と重点事項を中心にご説明いただきました。委員のみなさま、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは続いて、生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

生涯学習課です。よろしく申し上げます。

では、基本方針8について説明させていただきます。

「地域ぐるみの青少年健全育成」ですが、平成30年度に第20回の青少年健全育成藤井寺市民大会を開催いたしました。今年度につきましても、市民団体や地域団体、関係機関の相互連携を密にし、地域全体で青少年の健全育成を図ってまいります。

次に「放課後等の子どもたちの活動支援」として、放課後、保護者が不在となる家庭の小学生児童を対象に仲間と一緒に楽しく遊ぶ場を提供し、放課後等を自主的、計画的に安全に過ごすことができるような生活習慣を養うことを目的として全小学校で放課後児童会を開設します。今年度は全小学校で1年生から6年生まで全学年の受け入れとなっております。しかしながら、入会児童数の増加により、今年度より一部の学級で待機児童が出ております。新たに実施場所を確保する必要性が生じておりますが、小学校も学校教育活動のための部屋の確保に苦慮している現状があり、放課後児童会専用教室としての部屋の提供を受けることは難しいのが現状です。そのため、常時使用していない教室等について、空いている時間帯を放課後児童会の教室として提供いただくことも視野にいれながら、関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。また、指導員の確保についても、処遇の改善等を実施し、指導員として勤務したいと思ってもらえるような条件を整備することができるよう

に、こちら関係者と協議を進めてまいりたいと思います。

つづきまして、「子どもたちと地域の人々が触れ合う機会の拡充」ですが、大人になったことを自覚し、自ら生きぬこうとする新成人を祝い、励ますことを目的に、新成人による実行委員のもと今年度も成人式を開催します。令和の元号として初めての成人式になります。毎年、教育委員の皆様にはご出席いただきありがとうございます。

次に、基本方針13を説明させていただきます。

まず、「学習のきっかけづくりの支援」として、文化教室及び公民館まつりを今年度も実施します。文化教室は、市民が生きること喜びを持ち、共通の場で共に学び、学習する喜びをわかち合い、健康で明るく豊かな文化生活を営むこと、また自分の趣味や特技をいかしていく場を広く市民に提供することを目的に5月～3月にかけて連続講座として開設します。先週の日曜日まで今年度の受講申し込みを行っていましたが、申込み人数が定員を超えてしまい抽選となった教室もありました。逆に、募集人数が想定人数に達せず、開校を見送った教室もございます。そのあたりのニーズをどのように吸い上げていくのか、今後、考えていかなければならないと考えているところでございます。

続きまして、「成人、子ども向けの学級及び他の主催事業」及び「支援事業」につきましても、今年度も実施しますが、昨年度と大きな変更はございません。しかし、子どもたちの豊かな感性を育むことを目的として開催しております人形劇については、長年続けて来られたボランティアスタッフが少なくなっており、今年度は実施回数を縮小することとなりました。小さい規模ながらも人気のある事業ですので、事業継続に向けては、人材確保・育成が大きな課題となっております。

「識字日本語教室」は読み書きを中心に、日常生活に必要な日本語習得を支援する目的で月に2回実施しています。現在、ボランティアは新たな方も参加いただけていますが、最近では識字というよりは外国の方に向けた日本語教室の色合いが非常に強くなっています。市長部局でも国際交流協会等で同種の事業を実施されていますので、そことどう連携していくか、あるいはどう情報共有していくかというのが課題となってくるものと考えています。

また、人権をテーマにした講演会を子どもたちに影響の大きい、保護者（PTA）を対象として、毎年実施している「PTA 人権啓発講座」を、今年度も各学校単位で引き続き実施します。

次に「自主学習グループへの活動支援」についてですが、市立生涯学習センターはやはり藤井寺の生涯学習活動において唯一無二の拠点であると考えております。その役割を果たしていくために、必要な設備や備品等も整備しながら、登録グループのニーズに応じた諸室の貸し出しを引き続き行っていきます。また、市立生涯学習センターは平成6年に竣工、供用を開始しており、現在では老朽化が著しくなっておりますので、市民に安心して利用していただけるよう適切な「施設の管理及び整備」についても、継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、生涯学習の各事業の説明とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

私から1点だけ、成人式に関わって、成人年齢を18歳に引き下げる動きに対応して、成人式をどうするのか、18歳で式典を行うのか、20歳で行うのか、それぞれの自治体で課題になっていると思いますが、18歳が成人となれば、20歳で式典を実施する場合は、名称をどうするのか。例えば、『二十歳の集い』とか、そういうことも近々検討していく必要があるかと思っておりますので、そういったあたりについても対応よろしくお願ひしたいと思っております。生涯学習関係はよろしいでしょうか。

では次に、スポーツ振興課お願ひします。

○スポーツ振興課長

それでは、平成31年度のスポーツ振興課の事業の概要について、ご説明いたします。

本課の基本方針といたしまして、「スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化に努めます」と掲げており、業務内容の性質上、年間を通じて様々なスポーツ振興事業を今年度も実施してまいります。特に、1ページ下半分から、2ページ最後までに掲げております「15-（3）スポーツ振興事業を充実します」のうち、青少年の健全育成及び子どもたちへのスポーツ活動の場の提供を目的とした、「Fujiりんびっく」及び「藤井寺市少年野球教室 キャッチボールクラシック in 藤井寺」を引き続き開催いたします。

また、ニュースポーツ普及事業の一環といたしまして、「藤井寺市民ニュースポーツフェスタ」を開催し、昨年度に引き続きボッチャの体験コーナーを設置し、健常者、障がい者が共にスポーツを楽しむことができる場の提供を図りたいと考えています。

更に、市民の健康増進を目的といたしまして、トレーニング講習会、市民マラソン大会、そして体力・運動能力テストなども継続して実施したいと考えています。

以上で、スポーツ振興課からの報告を終わります。

○教育長

ありがとうございました。ただ今のスポーツ振興課の説明で、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、図書館よろしくお願ひします。

○図書館長

図書館から、今年度の事業の主なものについて、ご説明いたします。

基本方針14の「生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざします。」でございます。

まず、地域の課題解決のための支援、図書館資料の整備充実保存についてでございますが、今年度も、あらゆる分野にわたる図書を中心に、視聴覚資料や逐次刊行物を含め、蔵書構成や利用状況なども考えながら、資料の収集をしてまいります。利用者ご希望の資料が入手不可能な場合も、他の図書館から貸り受けるなどし、利用者のニーズに対応してまいります。また、図書館では、障がいのある方への読書支援として、資料の郵送貸出や録音図書の制作もしており、引き続き、障がい者サービスの促進を図りたいと考えています。

次に「利便性の向上」の図書館サービス網体制につきましては、現在、市立図書

館・アイセルシュラホール図書コーナー・支所図書コーナー・川北配本所・市役所出張サービスにおいて、貸出・返却ができますが、さらに藤井寺駅周辺に図書返却ポストを設置することで、図書館から遠方の利用者の利便性の改善を図っていきたいと考えております。

学校図書館との連携、子ども読書活動の推進についてでございますが、児童書の充実を図るとともに、楽しい催しを実施し、子どもたちへ来館を働きかけていきます。そして市内にある学校・幼稚園・保育所、子ども会等への団体貸出サービスを通じて読書支援をすすめていきたくと考えております。

最後に、地域ボランティアとの協働についてですが、図書館では視覚障がい者サービスのための『朗読ボランティア』、子ども読書推進のための『おはなしの語り手ボランティア』を育成しております。ボランティアの方々は、図書館、生涯学習センターはもとより、市内各所で活動されています。今年度も各種講座を開講し、新しいボランティアの養成や、現在のメンバーの研修などボランティア活動を支援していく中で、市民との協働により、読書推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、平成31年度 市立図書館のおもな事業でございます。

○教育長

ただいまの図書館の報告について、何かご質問はございますか。

それでは、報告案件については以上とします。

繰り返しになりますが、昨年度、教育委員会の事務事業の点検評価にあたり、評価委員より意見があった部分について十分留意し事務事業を進めていただくようお願いいたします。

また、教育振興基本計画に書かれていることですが、関係法令の改正、学習指導要領の改訂、社会情勢の変化などにより、見直しが必要となった場合、事務局内で協議のうえ、適切な事務事業に取り組んでいただくようお願いいたします。

本日予定していた案件は以上でございますが、委員の皆様方、本日の会議全体を通して、何かこの機会にご発言等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって本日の議事日程すべて終了とさせていただきます。ご協力、ありがとうございました。散会いたします。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時30分